

(平成21年10月21日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認三重地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3件

厚生年金関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 10件

国民年金関係 3件

厚生年金関係 7件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日に係る記録を昭和45年2月2日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年2月2日から同年3月1日まで

A社に昭和40年4月1日に入社し、平成7年4月1日に退職するまで転勤はあったが期間が空いていることは無く、会社からもらった厚生年金保険被保険者記録表にも、A社D支店から同社C支店への転勤は昭和45年3月1日付けと記載されているので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の加入記録、A社が申立人に提出した厚生年金保険被保険者記録表及び厚生年金基金加入員記録表の写し並びにB社への照会結果から判断すると、申立人がA社で継続して勤務し（昭和45年2月2日にA社D支店から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社C支店に係る昭和45年3月の社会保険事務所の記録から、6万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、保険料を納付したとしているが、厚生年金保険被保険者記録表及び厚生年金基金加入員記録表には、A社C支店の申立人に係る資格取得日が昭和45年2月13日から同年3月1日に訂正されたことが記載されており、申立人に係る資格取得日の届出が適切に行われたとは考

え難いことから、事業主が同年3月1日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年2月分の保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA丸における資格取得日は昭和28年4月5日であると認められることから、船員保険被保険者の資格取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和28年4月及び同年5月の標準報酬月額については、4,500円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年12月27日から28年6月2日まで
② 昭和38年1月4日から同年3月12日まで
③ 昭和47年12月30日から48年1月5日まで

申立期間①、②及び③については、いずれも船員手帳から雇入年月日、雇止年月日が確認でき、船員保険被保険者であった。特に申立期間③は雇入れから雇止めまでの期間内であり、船舶の航行中は船員の雇止めはできない。申立期間について船員保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された船員手帳及び申立期間①当時、A丸に乗船していた同僚の供述により、申立人が申立期間①に同船に乗船していたことが確認できる。

また、社会保険庁のオンライン記録では、申立人のA丸における資格取得日は昭和28年6月2日と記録されているが、社会保険事務所が保管している同船に係る船員保険被保険者名簿には、申立人の記録が二つあり、これらの資格取得日は同年4月5日と同年6月2日となっている。しかし、同年6月2日の記録には「28.4.5重複取消」と記載されている上、当該被保険者名簿には、同僚二人についても申立人と同様の記載が確認できるが、社会保険庁のオンライン記録では、いずれも資格取得日が同年4月5日、資格喪失日が同年10月26日となっていることから、同船に係る社会保険事務所の記録管理が適切に行われなかったと考えられる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人が昭和 28 年 4 月 5 日に船員保険被保険者資格を取得した旨の届出を事業主が社会保険事務所に行っていたものと認められる。

なお、申立期間①のうち昭和 28 年 4 月及び同年 5 月の標準報酬月額については、申立人に係る A 丸の船員保険被保険者名簿の記録から 4,500 円とすることが妥当である。

一方、申立期間①のうち昭和 27 年 12 月 27 日から 28 年 4 月 4 日までの期間について、A 丸は 32 年 7 月 25 日に船員保険の適用事業所に該当しなくなっている上、当時の船舶所有者も他界しているため、申立人の当該期間に係る勤務実態、船員保険の適用及び船員保険料の控除の状況について関連資料や供述を得ることはできなかった。

また、A 丸において申立期間①に船員保険被保険者であった複数の同僚に照会したところ、申立人が船長として乗船していたことを覚えていると供述するものの、当時の同船における船員保険適用に係る取扱い等についての供述等は得られなかった。

さらに、社会保険事務所が保管している A 丸の船員保険被保険者名簿によると、被保険者証番号*番（昭和 27 年 11 月 13 日資格取得）と*番（昭和 28 年 4 月 5 日資格取得）は連番で記載されていることから、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

申立期間②について、申立人から提出された船員手帳により、申立人が B 丸に乗船していたことが確認できる。

しかし、B 丸は昭和 39 年 8 月 31 日に船員保険の適用事業所に該当しなくなっている上、当時の船舶所有者も他界しているため、申立人の申立期間②に係る勤務実態、船員保険の適用及び船員保険料の控除の状況について関連資料や供述を得ることはできなかった。

また、B 丸において申立期間②に船員保険被保険者であった複数の同僚に照会したところ、申立人を覚えていると供述するものの、当時の同船における船員保険適用に係る取扱い等についての供述等は得られなかった。

さらに、社会保険事務所が保管している B 丸の船員保険被保険者名簿によると、被保険者証番号*番（昭和 37 年 11 月 1 日資格取得）と*番（昭和 38 年 3 月 12 日資格取得）は連番で記載されていることから、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

申立期間③について、申立人から提出された船員手帳により、申立人が C 丸（D 社）に乗船していたことが確認できる。

しかし、D 社の後継会社である E 社から提出された船員保険被保険者台帳には、昭和 47 年 3 月 5 日資格取得、同年 12 月 30 日資格喪失、48 年 1 月 5 日資格取得、50 年 12 月 29 日資格喪失と記載されており、これは社会保険事務所の記録と一致している。

また、社会保険事務所が保管しているC丸（D社）の船員保険被保険者名簿によると、昭和47年3月5日から同年12月30日までの期間は、船員保険に加入していることが確認でき、その証返欄には「48.1.20」と記載されていることから、資格喪失日の直後に船員保険被保険者証が返納されたと考えられる。

さらに、当該船員保険被保険者名簿によると、被保険者証番号*番（昭和47年12月20日資格取得）と*番（昭和48年1月5日資格取得）は連番で記載されていることから、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

なお、申立人は、船員手帳に記載された雇入年月日及び雇止年月日をもって当該期間が船員保険の被保険者期間に該当するのではないかと主張しているが、船員手帳の雇入契約の記載は、船員法において海上労働の特殊性を考慮し、労働者保護の実効性を期すため、船員が船舶に乗り込む前に行政庁があらかじめその労働条件の適法性等を確認するために設けている労働契約の公認制度であり、必ずしも船員保険の加入期間と一致するものではないため、申立人が所持する船員手帳に記載の雇入年月日及び雇止年月日をもって、当該期間について、直ちに船員保険に加入していたこととはならない。

このほか、申立人の申立期間①のうち昭和27年12月27日から28年4月4日までの期間、申立期間②及び③における船員保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として当該期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を平成3年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月30日から同年5月1日まで

A社から同じグループ会社であるC社に、平成3年5月1日付けで転属しました。転属の際、会社の手違いによって、資格喪失日が平成3年4月30日と届出され、厚生年金保険の加入記録に1か月の空白ができてしまったので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社が保管している申立人に係るA社及びC社の賃金台帳及び社員名簿から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社に係る平成2年10月の社会保険事務所の記録から、26万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は納付したとしているが、事業主が資格喪失日を平成3年5月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年4月30日と誤って記載することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年4月分の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

三重国民年金 事案 747

第1 委員会の結論

申立人の平成6年5月、8年4月、10年7月、同年8月、12年8月から同年10月までの期間及び13年11月から14年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成6年5月
② 平成8年4月
③ 平成10年7月及び同年8月
④ 平成12年8月から同年10月まで
⑤ 平成13年11月から14年3月まで

総務関連の仕事をしていたことがあるので、国民年金保険料の納付には人一倍気を使っていた。納付が遅れることはあっても、未納は絶対しないという意識を強く持っていたので、この未納は間違いであると確信している。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は五つの期間に及んでおり、いずれの申立期間についても、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

申立期間①及び③について、申立人が当時居住していた市の記録によると、申立期間①については、申立人は、平成6年5月*日に前夫との離婚に伴い国民年金の第3号被保険者資格を喪失し第1号被保険者資格を取得しており、同年6月1日の厚生年金保険への加入に伴い第1号被保険者資格を喪失しているが、これらの資格得喪に係る手続は7年10月31日に行われており、申立期間③については、10年7月21日の厚生年金保険被保険者資格の喪失に伴い国民年金被保険者資格を取得し、同年9月1日の厚生年金保険への加入に伴い国民年金被保険者資格を喪失しているが、当該資格得喪に係る手続も11年3月11日に行われていることから、申立人は、国民年金被保険者資格

の得喪に係る手続を適切に実施していなかったことが確認できる。申立期間①及び③は、これらの手続により、遡^{そきゅう}及して国民年金保険料の未納期間となったものであり、申立期間①については、資格取得の手続が行われた時点では、過年度納付によらなければ保険料を納付できないが、申立人は、過年度納付を行った記憶が無い上、申立期間③についても、納付金額、納付時期、納付場所等保険料の納付に関する記憶が無い。

また、申立期間②については、厚生年金保険に挟まれた期間であるが、上記市の記録及び社会保険庁の記録共に、申立期間②は未加入期間となっている上、申立人は、当該期間に係る国民年金の加入手続についての記憶も無く、上記のとおり、資格得喪に係る手続が適切に実施されていなかった状況等を踏まえると、申立人が当該期間に係る国民年金の加入手続を失念したと考えるも不自然ではない。

さらに、申立期間④については、社会保険庁の記録によると、申立人は平成12年8月21日に国民年金被保険者資格を取得した後、同年9月に国民年金保険料の免除申請手続を行っていることが確認できる。しかしながら、13年1月における当該申請の処理結果では、免除期間として認められた期間は12年11月のみとなっていることから、申立人は、申立期間④に係る免除申請を行ったものの、免除期間として認められなかったため未納となったものと考えられる上、申立人は当該期間に係る保険料の納付に関する記憶も無い。

加えて、申立期間⑤については、社会保険庁の記録によると、平成15年5月に申立人に対し過年度保険料の納付書が作成されていることから、この時点で国民年金保険料の納付時効到来前である13年4月以降に未納期間があったことが確認できる上、申立人は、当該納付書についての記憶も無く、保険料納付に関する記憶も無い。

このほか、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付してもものと認めることはできない。

三重国民年金 事案 748

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年10月から48年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年10月から48年6月まで
母親に勧められて、昭和45年5月ごろに国民年金に加入し、同年6月から48年6月まで、毎月、友人と一緒に市役所で国民年金保険料を納めていた。保険料は月500円ぐらいで、納めると国民年金手帳に領収印を押してもらっていた。申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無い。

また、申立人は、国民年金に加入して以降、毎月、友人と一緒に市役所において国民年金保険料を納付していたと主張しているが、市が保管している国民年金保険料収納簿によると、申立人が国民年金被保険者資格を取得した昭和45年6月から同年9月までの保険料は同年9月に納付されているのに対し、当該友人は、この期間を含む同年5月から同年12月までの保険料を同年12月に納付している上、46年1月以降の納付状況をみても1か月ごとに納付している形跡は無く、申立内容と一致していない状況がみられる。

さらに、当該友人から申立期間当時の状況を聴取することもできない上、申立期間については、市が保管している上記収納簿及び国民年金被保険者名簿並びに社会保険事務所が保管している国民年金被保険者台帳(旧台帳)共に未納となっており、訂正された形跡も無い。

加えて、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

三重国民年金 事案 749

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年3月から42年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年3月から42年12月まで
出産のため勤務していた病院を退職した昭和40年3月ごろ、役場から委託された集金人が来たので国民年金の加入手続をした。申立期間の国民年金保険料は、43年1月に道路拡幅工事に伴う立ち退きで移転するまで、その集金人に支払っていたはずであるので、未加入期間とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立人は、当初、申立期間のうち昭和41年10月以降については、当時勤務していた医院が国民年金保険料を納付していたと主張していたが、その後、医院が保険料を納付していたのは記憶違いであったと供述を変更し、国民年金に加入した当時の保険料額についても、その後変更するなど、申立期間当時の記憶が曖昧である。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和45年4月ごろに任意加入により払い出されており、申立期間について別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も無い。

加えて、申立人が所持している国民年金手帳では、「初めて被保険者となった日」は昭和45年4月1日と記載されている上、社会保険庁及び町の記録においても、申立期間は未加入期間となっている。

このほか、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

三重厚生年金 事案 630

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和19年7月ごろから20年4月1日まで
② 昭和20年4月1日から同年8月31日まで

私は、昭和19年7月からA校からB社C製作所に勤労働員学徒として働いており、同年12月の空襲により工場が爆破されたが勤務地を何度か移動して働いていた。20年3月に同校の卒業式があったが同年4月以降も終戦まで同社で働いていた。申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が在学していたA校からB社C製作所に勤労働員学徒として勤務していた同僚の供述により、申立人が申立期間①に同社で勤労働員学徒として勤務していたことは推認できる。また、申立人は昭和20年3月に同校を卒業後の申立期間②について勤労働員学徒でなかったと主張しているところ、上記の複数の同僚の供述及び文部科学省の「学制百年史」に昭和19年12月には中等学校卒業者の勤労働員継続の措置が決まり、翌年3月卒業後も引き続いて学徒勤労を継続させる旨の記述があることを踏まえると、申立人は申立期間②においても同社に勤労働員学徒として勤務していたと推認される。

しかし、勤労働員学徒については、労働者年金保険法施行令（昭和16年勅令第1250号）第10条第3号及び厚生省告示第50号（昭和19年5月29日）により、労働者年金保険の被保険者には該当しない取扱いとされている。

また、申立人が提出したA校の同窓生名簿により連絡先が判明し、申立人と同様に同校からB社C製作所に勤労働員学徒として勤務していたと供述している同僚8人について、申立期間①及び②に同社の厚生年金保険被保険者記録が無い上、そのうち5人から、「当該事業所からは給料をもらっていな

かった。」との供述があった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

三重厚生年金 事案 631

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 7 月 11 日から同年 12 月 30 日まで

私はA社の工場で鉄骨を溶接する仕事をしていた。社会保険事務所の厚生年金保険の記録では昭和 43 年 7 月 11 日に資格喪失となっているが、その時期に同社を辞めた覚えは無く同年の年末まで勤めていたことを覚えている。申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況についてA社に照会したところ、当時の事業主は既に他界している上、当時の資料も残っていないため不明であるとの回答があり、これらを確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

また、A社において申立期間に厚生年金保険被保険者であった複数の同僚（申立人が記憶している同僚を含む。）に照会したものの、いずれも当時の記憶は不明確であり、申立てに係る事実を確認できる供述等を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 11 月 30 日から 43 年 3 月 25 日まで

申立期間にA丸に乗船していたにもかかわらず、社会保険事務所から船員保険の加入記録は見当たらないとの回答があった。当時の資料等は何も無いが、申立期間について船員保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A丸の元船舶所有者から提出された申立人に係る社員名簿には、「雇入S 43.12.2、44.3.30 船保喪失」と記載されており、これは社会保険事務所の加入記録（昭和43年12月1日資格取得、44年3月15日資格喪失）とほぼ一致している。

また、申立人の申立期間に係る勤務実態、船員保険の適用及び船員保険料の控除の状況についてA丸の元船舶所有者に照会したところ、当時の資料は残っておらず、当時の記憶も不明確であり、これらを確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

さらに、A丸において申立期間に船員保険被保険者であった複数の同僚に照会したものの、いずれも申立人のことを記憶しておらず、申立てに係る事実を確認できる供述等を得ることはできなかった上、社会保険事務所が保管しているA丸の船員保険被保険者原票によると、申立人が一緒に乗船したとしている同僚の資格取得日は昭和44年2月1日、資格喪失日は同年3月15日となっている。

加えて、社会保険事務所が保管しているA丸の船員保険被保険者原票の被保険者証番号*番（昭和42年10月1日資格取得）から*番（昭和43年4月1日資格取得）までを調査したが、申立人の被保険者原票は無い。

このほか、申立人の申立期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

三重厚生年金 事案 633

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 3 月 12 日から 47 年 3 月 26 日まで

当時、会社から脱退手当金を振り込まれた記憶等も無く、脱退手当金を受給した記憶が無い。5年ほど前から社会保険事務所に訴えているが相手にされない。申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所の被保険者原票において、健康保険整理番号が申立人の前後である女性 21 人について、脱退手当金の支給記録を確認したところ、9人に脱退手当金の支給記録があり、全員が資格喪失後3か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、そのうち連絡先が把握できた同僚は、脱退手当金の請求手続は事業所が代行し受給していたと思うと供述していることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の被保険者原票には、「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月後の昭和 47 年 4 月 7 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

三重厚生年金 事案 634

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 21 年 5 月 1 日から 24 年 11 月 1 日まで

私は昭和 21 年 5 月に A 社又は B 社という名称の事業所に就職し、当時の厚生年金保険担当者から「今は保険料を支払うのは苦しいが、将来に年金がもらえるよう厚生年金保険に加入した方がよい。月給から保険料を控除するので承知してほしい。」との説明を受け、社員全員の了解を得て厚生年金保険に加入したことをはっきり記憶している。申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された A 社の辞令及び同僚の供述により、申立人が申立期間に同事業所で勤務していたことは推認できる。

しかし、社会保険事務所の記録によると、A 社及び B 社は共に厚生年金保険の適用事業所として確認できない。

また、法務局に照会したところ、A 社及び B 社の法人登記簿は見当たらないとの回答があり、当時の役員等関係者も不明であるため、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について関連資料や供述を得ることはできなかった。

さらに、申立人が申立期間における A 社又は B 社の上司及び同僚であるとしている 13 人のうち、8 人は既に他界しており、5 人も当時の記憶が不明確であるため、当時の同事業所における厚生年金保険適用に係る取扱い等についての供述等は得られなかった。

加えて、上記同僚等 13 人のうち、一部の同僚等については、B 社 C 製作所において厚生年金保険の加入記録が確認できるものの、同事業所においても申立人の加入記録は無い上、13 人全員が A 社又は B 社本社における厚生年金

保険の加入記録は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

三重厚生年金 事案 635

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 26 年 4 月から 30 年 5 月まで

申立期間について、勤務期間は明確でないが、夫は、A社、B社及びC社で働いていた。いずれも株式会社であり、厚生年金保険に加入していたはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の記録によると、A社及びC社は厚生年金保険の適用事業所として確認できない。

また、これらの事業所について、法務局に照会したところ、C社については法人登記の記録（法人登記簿）は見当たらないとの回答があった上、A社については、当該名称の法人登記の記録は無かったものの、同種の事業内容で類似の名称の事業所があったことから、当該事業所の閉鎖登記簿謄本に記載された当時の役員等に照会を試みたが、所在が判明しないため、申立人の申立期間に係る勤務実態、厚生年金保険の適用について関連資料や供述を得ることはできなかった。

さらに、社会保険事務所の記録によると、B社が厚生年金保険の適用事業所となった年月日は、昭和 35 年 7 月 1 日であり、申立期間については、同事業所は厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

加えて、申立期間について、社会保険事務所が保管しているB社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿について、資格取得日順に全員の資格取得日を見ても、いずれも昭和 37 年 7 月 1 日以降となっており、申立人の氏名も無い

上、閉鎖登記簿謄本により判明した当時の役員に照会したが、当時の記憶は無く、申立人の申立期間に係る勤務実態、厚生年金保険の適用について関連資料や供述を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年ごろから31年ごろまで

申立期間当時、すし職人としてA市のB事業所に勤めていた。給与明細書等の資料は無いが、大きな飲食店であったので社会保険には加入していたはずである。申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にB事業所で勤務していたとしているが、法務局にB事業所に係る法人登記簿について照会したところ、同事業所と業種及び所在地が同一である「C社」という名称の事業所が確認できたものの、社会保険事務所の記録によると、同事業所は厚生年金保険の適用事業所として確認できない。

また、申立人の申立期間に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況についてC社の役員に照会したところ、当時の役員は既に他界している上、当時の資料は残っていないため不明であるとの回答があり、これらを確認できる関連資料や供述を得ることはできなかったほか、当該役員も、同社における厚生年金保険の加入記録は無い。

さらに、申立人が記憶している同僚に照会を試みたものの、連絡先が不明であるため、申立てに係る事実を確認できる供述等を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。